2　競争参加資格

⑴　国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における管工事の「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）を有し、「一般競争参加者の資格」第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑷　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了し、次の基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は、鉄骨造（延べ面積7,000㎡以上）の理系の研究施設の新営機械設備工事（ただし、延床面積のうち理系の研究・実験を行うための居室（ゼミ室あるいはそれと類似した部屋を含む）が2,400㎡以上であること）

⑸　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」、「価格」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記⑵⑦によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高42点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別紙工事概要に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。「施工体制評価点」は最高30点とし、企業の施工体制に応じ与える。また、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

①　下記⑶①、②及び③の各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）で評価する。

③　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。なお、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無により、あり（優）（６点）／あり（良）（４点）／なし（０点）で評価する。

⑤　「企業の施工体制」については、その審査により、評価項目毎に優（15点）／良（５点）／可（０点）で評価する。

⑥　下記⑶④の各評価項目の評価点数の合計を施工体制評価点とする。

⑦　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と①によって得られる「加算点」及び⑥によって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・動物飼育施設における適切な給排気に関する有効な提案

・将来における設備機器の更新への配慮及び室内空間の確保につながる有効な提案

②　「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

③　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」

・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

④　「企業の施工体制」

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒606―8501 京都市左京区吉田本町　京都大学施設部施設企画課施設契約掛　電話番号075―753―2308（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年６月30日（水）から令和３年７月21日（水）午後５時まで京都大学ホームページにて交付する。（京都大学トップページ＞京大について＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）

なお、競争参加資格確認後に交付する設計図書等の入手方法は、入札説明書によるものとする。

⑶　技術提案書等の提出期限及び方法　令和３年７月21日（水）午後５時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること（電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。）。土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　令和３年８月13日（金）から令和３年９月２日（木）までに、上記⑴に持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）のいずれかの方法で提出すること（電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。土曜、日曜、祝日及び本学の夏季一斉休業（令和３年８月16日～令和３年８月18日）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。）。ただし、令和３年９月２日（木）については、午前12時まで。）。